

議案第23号

城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

(2024年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第
 20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>附 則 （職員の経過措置） 第2条 この条例の施行の日から平成32年（<u>2020年</u>）3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年（<u>2020年</u>）3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>附 則 （職員の経過措置） 第2条 当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>その者についての当該研修の計画が定められた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業実施要綱の一部が改正されたことに伴い、城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第20号）について所要の改正を行いたいのので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

児童福祉法（抜粋）

〔設備及び運営の基準〕

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

2・3

略